

チケット不正転売禁止法遵守について

PayPay 株式会社では法令遵守のためチケット販売店様に対して、以下お願いをしております。  
ご確認の上、厳守いただきますようお願い致します。

1. 概要

「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（略称  
チケット不正転売禁止法）が平成 30 年 12 月 14 日に平成 30 年法律第 103 号として公布され、令和  
元年 6 月 14 日から施行されました。

本法律により定価を上回る高額転売について、罰則が科されることとなりました。

2. ご依頼事項

上記法令を遵守した運用をお願いいたします。

3. 違反が発覚した場合

当社は、加盟店各位が前項に違反しているまたはその疑いがあると判断した場合、直ちに、なんらの通知なく、加盟  
店契約および当社と加盟店間に存在する他の契約の全部もしくは一部の履行を停止または契約を解除する場合が  
ございます。

4. お申込に際しての注意事項

本申込後、加盟店審査を実施しその結果審査不決となる場合がございます。審査内容についてはいかなる場合も  
開示出来かねますので予めご了承の上、お申し込みをお願い致します。また、本書面の原本は当社に提出いただく  
ものとし、写しをご希望の場合には、加盟店各位において写しをご作成のうえ、保管いただくようお願い致します。

上記内容をご理解、ご同意の上、ご署名およびご捺印をお願い致します。

年 月 日

【法人名・屋号名】

---

【代表者氏名】

---

印